

フリーランスの取引に関する新しい法律がスタート！

# フリーランス・事業者間 取引適正化等法

2024年  
11月1日  
施行



フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため  
「取引の適正化」と「就業環境の整備」を図ることを目的とした法律です

対象

## 発注事業者

フリーランスに業務委託する事業者で

### 従業員を使用するもの

(企業など)

## フリーランス

業務委託の相手方である事業者で

### 従業員を使用しないもの

(個人、一人社長など)

業務委託  
(すべての業務  
が対象)

対象外

## 消費者など

事業者ではなく消費者との業務委託

不特定多数への販売



義務が発生！

## 発注事業者の義務・禁止行為

取引の 適正化 <small>(公正取引委員会、 中小企業庁担当)</small>	書面等による 取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに取引条件を明示すること
	報酬支払期日の 設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内(できるだけ短い期間)で支払期日を定めて、その日までに報酬を支払うこと
	禁止行為	1か月以上の業務を委託した場合の7つの禁止行為 (受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)
就業環境 の整備 <small>(厚生労働省担当)</small>	募集情報の 的確表示	募集情報掲載の際に、虚偽表示や誤解を与える表示をせず、内容を正確かつ最新の状態にしておくこと
	育児介護等と業務の 両立への配慮	6か月以上の業務を委託したフリーランスからの申出に応じて、育児介護と業務を両立できるよう配慮すること
	ハラスメント対策に 関する体制整備	フリーランスに対するハラスメント対策として、従業員向けのセクハラ・マタハラ・パワハラ対策と同様の措置を講じること
	中途解除等の事前 予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除や不更新とする場合、解除日や契約満了日の30日前までに予告すること。理由を求められたら開示すること

この資料に関するお問合わせ先 TEL 086-225-2017



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

岡山労働局 雇用環境・均等室

## 法違反があった場合

フリーランス

行政機関  
(厚生省・公取委・中企庁)

発注事業者



「発注事業者に法違反と  
思われる行為があり、  
是正を求めたい！」

申出

- ・フリーランスは、オンラインや行政機関の窓口で申出が可能。
- ・厚生労働省の場合、都道府県労働局が窓口です(内容により担当行政機関が異なります)。

調査(報告徴収・立入検査)

- ・必要な助言・指導・勧告を実施。
- ・勧告に従わない場合は命令・公表を行います。
- ・命令違反をした場合は50万円以下の罰金も。

### ●フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3F

岡山労働局公式Xで法律に関するポストも行っています。特設サイトからフォロー！



特設サイト

### ●フリーランス、個人事業主向けの契約・お仕事上のトラブルに関する相談先

フリーランス・トラブル110番 TEL 0120-532-110

(厚生労働省委託事業)

(受付時間 9:30~16:30/土日祝日を除く)

相談から解決まで、弁護士がワンストップ・無料でサポートします！  
和解あっせん手続きも可能。法違反か分からない場合などもお気軽にご相談を。



公式サイト

### ●発注事業者等向けのフリーランスとの取引上のトラブルに関する相談先

▶ 法テラス岡山 TEL 0570-078354 ※相談予約番号  
(受付時間 平日9:00~17:00) ※法人対象外・法律相談は資力要件あり

〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F 他



法テラス岡山

▶ 岡山弁護士会 TEL 086-234-5888 ※相談予約専用番号  
(受付時間 平日9:00~16:30)

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29



岡山弁護士会

※いずれも事前予約のうえご相談ください

関係省庁委のHPでは詳しい資料、最新の情報を提供中。こちらもぜひご覧ください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省